

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和6年10月24日)

開催日及び場所			令和6年9月11日（水）金沢広坂合同庁舎1階共用小D会議室	
委員			中田 博繁（弁護士） 古谷 まゆみ（公認会計士） 大割 範孝（ジャーナリスト）	
審議対象期間			令和6年4月1日～令和6年6月30日	
審議対象案件			205件うち、1者応札（応募）案件 55件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
抽出案件			5件 うち、1者応札案件2件 （抽出率2.4%） （抽出率3.6%）	
抽 出 案 件 内 訳	工 事	一般競争		2件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の件数0件
		指 名 競 争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約		抽出なし
	業 務	一般競争		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の件数0件
		指 名 競 争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の件数0件
			その他の指名競争	該当なし
		随 意 契 約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の件数0件
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	抽出なし
	物 品 役 務 等	一般競争		抽出なし
		指名競争		該当なし
		随意契約（企画競争・公募）		抽出なし
		随意契約（その他）		抽出なし
	(特記事項) なし			

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は 勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：北陸農政局総務課

（注） 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第４２条第１項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	1 一般競争 新川流域二期農業水利事業 田潟排水機場ポンプ設備他製作据付工事	
	◆調査基準価格を下回る価格で入札した業者が低入札価格ヒアリングを辞退しているが、経緯等について説明願いたい。	◆当該業者の入札金額は調査基準価格を16千円下回ったことから、低入札価格による調査対象となった。調査基準価格を下回る応札となった場合、追加資料を求め、品質確保、履行の確実性等についてヒアリングを行うことになっていることから、業者に対し、低入札価格であった旨の通知及び追加資料の提出を求めたが、資料の提出は行われず、入札辞退の申し出を受けたものである。
	◆追加資料はかなりの分量なのか。	◆入札額により異なるが、様式1～11の書類提出は必要最低限となっている。発注者側としては品質低下の回避を重視しており、履行の確実性を確認するためヒアリング及び書類の提出を求めている。また、追加資料を審査した場合、施工体制評価において満点が付かないことが多く、業者側が総合評価では落札できないと判断し、辞退するケースが多くなってきている。
	◆業者は金額的には最も有利な位置に いることが分かっていることから、落 札に向けて競争の意思があれば資料の 提出等に対応すると思われるが、そう ではない背景があるのか。	◆総合評価落札方式では施工体制が評価 点として換算される。仮に入札金額を他社 より大幅に下げた場合、施工体制の評価点 の差が埋められ、落札の見込みもあるが、 当該業者の入札金額は、調査基準価格に近 く、ヒアリング等を実施したとしても総合 評価では逆転される可能性がある。業者 は、落札の見込みがないと判断した場合、 入札を辞退し、他の案件の受注に切り替え るのが一般的である。
	◆低入札価格で応札した者は、施工体	◆施工体制のヒアリング結果により施工

制評価点が満点の 30 点にならないケースになりがちなのか。 ◆評価項目として「技術提案」、「企業評価」、「技術者評価」の 3 項目があり、そのうち企業評価と技術者評価には工事实績等重複する項目があるが、これは企業としての評価と配置予定技術者に対する評価の両方を審査するのか。 ◆技術者評価の工事成績評定（平均点）は、北陸管内を対象とした過去の工事实績を評価する項目なのか。 ◆配置予定技術者は、予定者として申請されており、確実に配置されると思われないと思われるが、予定していた技術者が配置されない場合、技術者の変更は可能なのか。 ◆落札したにもかかわらず、その後辞退となれば、ペナルティとして指名停止等の処分も考えられるが。 ◆技術提案について、業者が議題に沿ってアイデアを提案していると思われるが、入札参加業者の提案が全て採用となっているものの、評価点はバラ	体制評価点が下がる場合が多い。 ◆企業と配置予定技術者各々で評価を行っている。技術者評価では、当該工事の配置予定技術者に係る評価を行い、企業評価では会社全体の技術力を評価している。仮に配置予定技術者の評価が高くない場合でも、組織として応援体制や技術力等により個人の技術力をカバーできる場合もあることから、各々で評価している。 ◆配置予定技術者の工事实績に対する評価であり、全国を対象としている。 ◆申請した配置予定技術者が配置されることを前提に手続きしており、実態として頻繁に入れ変わることはない。業者は複数の受注機会があることから、申請していた技術者が別の案件に配置された場合、当該工事への配置が不可能となり、入札を辞退することにもなりうることから、基本的には申請時の技術者の配置を求めている。配置技術者を変更できる要件は、死亡、病気、退職等一定の条件がある。技術者の変更は、総合評価の点数に影響を与えるものであり、当初申請した技術者と同等以上の資格、実績を有する者に限り可能としている。 ◆そういう事態にならないよう、受注業者へは技術者の変更がないよう依頼している。 ◆提案された内容については、技術提案評価委員会（以下「委員会」という。）の中で審議されている。技術提案は発注案件の施工に当たり最も工夫して欲しい事項ごと
---	--

	つきがある。具体的な提案内容、審査方法について説明願いたい。 ◆実現可能性が満たされていれば、採用となるのか。	にテーマを設定しており、当該工事では維持管理における経費及び労力の軽減に係る設計・施工の工夫となっている。委員会では、提案内容の実現性に係る採否、提案内容に対する相対評価を行い、評価点を付与している。 ◆全く工夫がみられない内容であれば、評価点が低くなってしまいが、基本的にはそのとおりである。
--	---	---

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	2 一般競争 加治川用水農業水利事業 松岡ため池周辺整備（その3）工事	
	◆当該工事のアンケート調査を実施した結果、Bランク工事発注の拡大を求める意見があったのか。	◆そのとおり。
	◆ランクはAから順に高度な工事になるのか。	◆Aランクの方が高度な工事になり、Bランク以下は工事規模等も小さくなっていく。
	◆当該工事では、競争参加資格が「B」又は「C」ランクの資格を持つ者となっているにもかかわらず、アンケートの意見において、Bランク工事発注の拡大を求めているのはどうしてか。	◆予定価格の規模からすると、当該工事は、Cランクを対象とする工事であるが、より多くの競争参加者を募るため参加できるランクをBランクまで拡大した。アンケートの意見は、今回の工事だけではなく、受注実績、技術者の配置等業界の事情を踏まえたものと推測する。より多くの入札参加者を募るため競争参加できるランクの幅を広げることは可能であるが、中小企業の受注機会を確保する配慮も必要であり、今後の発注に向け検討を行っていきたい。
	◆アンケート調査の中で、「競争参加資格を土木一式で発注」を改善点として求められているが、どういう意図なのか。	◆当該工事は舗装工事が主となっており、競争参加には舗装工事の資格が必要である。幅広い工事施工が可能である土木一式であれば参加しやすいことから、業種区分の変更を求める意見ではないかと推測する。
	◆土木一式で登録している業者も当該工事の競争に参加できるのか。	◆舗装工事の登録がないと参加できない。発注にあたっては工事の種類をあらかじめ定め、当該工事に対して技術力を有する者の参加を募っている。今回は舗装工事が主であることから、舗装工事においてある程度の技術力を持った者を競争参加資格

	◆「不慣れな工事であり、工事を着実に履行できるかリスクがあると判断した。」旨の意見があるが、工事内容の中では整地工（農地の復旧）が該当するのか。 ◆舗装工事と整地工を分けて発注する選択はなかったのか。 ◆高度な技術力を求める工事内容ではなく、一般的な建設業者であれば受注可能と思われるが、なぜ1者応札となるのか疑問である。発注段階から競争参加できるランクを緩和していることから、競争参加業者が少ないことを想定していたと思われるが。 ◆舗装工事と農地の復旧を分けた方が競争入札になりやすいのか、農地の復旧部分だけ発注した場合、金額が小さ	者に指定している。土木一式の発注を求めているのは、舗装工事の資格はないが、幅広い工事の対応が可能であることから参加したいという要望ではないかと推測する。 ◆舗装工事が主であるが、整地工等も含まれており、業者によっては不得手な内容があったため参加を断念したと推測する。国営事業では大規模な工事を実施した後、周辺整備工事を単独で発注する場合があるが、工事発注としては効率性が悪いことから、整備工事一式の発注とした。アンケートの意見も踏まえ今後の発注に向けた課題として検討を行っていききたい。 ◆今回の周辺整備工事はその1からその4に分けて発注しており、その中で舗装工事と整地工を分ける方法もあるが、今回の工事は周辺整備工事全体の施工場所や工事内容を勘案し、一体で発注することが適切であると判断した。 ◆特殊な内容の工事ではないと認識している。配置予定技術者の不足を理由とする場合があるが、今回の発注に関しては、早期発注により人員の確保に努めている。決定的な要因は不明であるが、当該地区における業者数、人員の確保及び施工条件が整わなかったこと、また別のより好条件の案件に流れたのではないかと推測する。周辺整備工事の特徴としては、施工場所が分散する場合、敬遠される傾向がある。発注者としては多数の者が競争参加していただけるよう条件整備を検討していききたい。 ◆原形復旧の枠組みの中で発注している工事であるが、現状の発注方法に満足しているわけではなく、発注方法、業務内容の
--	---	--

	く事務作業が煩雑化するため避けたいのか、発注者側としての考えを聞きたい。 ◆1 km 以上の延長区間の整備が競争参加資格のランクを緩和した理由の一つと考えられるが、業者側は特定の箇所ではなく複数の工区が分散されることから、競争参加を避けたのか。 ◆「競争参加資格の等級が、参加資格と一致していなかった」との意見があるが、これは付与されている資格が今回の参加資格等級と合致しなかったという意味なのか。 ◆入札説明書は 13 者に交付しているが、アンケートの回答数が 4 者なのは、その他の者からは回答が得られなかったということなのか。 ◆「企業評価の内容」について、同種工事の施工実績（過去 10 年）の評価点が高いことから、過去の工事实績評価を重視する案件なのか。	組み合わせについて、今後検討が必要であると考えている。 ◆可能性はある。違う工種が含まれており、経費面では複数の作業機械が必要となることも敬遠されやすいのではないかと推測する。 ◆そのとおり。 ◆当初、入札説明書は 14 者に交付され、その後追加資料の配付を行ったが、その際、入手しなかった 9 者は入札を希望しない者であると判断し、アンケート調査の対象から除外した。残った 5 者のうち指名停止業者が 1 者あり、回答者数は 4 者となった。 ◆当該工事は企業実績重視型の契約方式を採用している。当該方式は、入札不調、競争入札の少数参加を改善する観点から、技術者の評価は行わず、企業の実績を重視して競争を行う趣旨で設けられた制度である。
--	---	--

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	3 一般競争 笹ヶ峰二期農地保全事業 Mブロック地質調査業務	
	◆1 者応札の改善策について、早期の業務発注を改善内容としているが、当該業務の入札公告が4/22であり、公告時期としてはさほど遅くないように思われる。 ◆案件2のように、3月末くらいの入札公告時期を検討するのか。 ◆当該業務は、今回落札した業者が継続的に受注しているのか。 ◆調査場所、過去の調査結果等を踏まえた業務内容となると、発注時期を早めるのも難しいように思われる。 ◆ボーリング調査は毎年実施しているのか。 ◆調査対象エリアや対象範囲は、毎年度の調査結果を踏まえて決められることになるのか。 ◆調査対象地区の直近の状態で判断するのではなく、継続的な調査により対策を講じることになるのか。	◆大幅に遅い時期ではないと認識しているが、類似業務があれば他の案件を先に受注する可能性があることから、少しでも早期に発注できるよう検討を行っていきたい。 ◆発注の優先度、事業所の人員等を考慮し、発注時期を検討している。当該業務については、前年度の調査結果を踏まえて、調査場所等を選定することから、発注内容が確定するのは年度末にならざるを得ない事情もある。 ◆令和5年度も受注している。 ◆調査期間も限られており、調査結果後の発注となると調整が困難な部分はある。 ◆地すべりの範囲を特定するため毎年実施している。 ◆調査実施後、地すべりの範囲を特定し対策を講じることになる。 ◆地すべり対策は、ある程度エリアを特定し、地下水の排除等により被害を未然に防止するものであるが、事業完了後も状況を監視し継続的に必要な調査、対策を講じていく事業である。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	4 簡易公募型競争 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 阿賀野川用水地区左岸低位幹線水路他土地調査業務	
	◆落札率が低いのは、当該業務では一般的なのか、又は何か特殊な理由があるのか。 ◆案件1の低入札価格の場合、ヒアリングを実施すると説明を受けたが、今回の場合は、技術力を問わない業務であることから不要なのか。 ◆簡易公募型競争は、比較的価格競争になるものが多いのか。 ◆業務内容にある「作業計画」とは、当該業務における計画なのか、又は当該事業（国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業）全体における計画のどちらなのか。 ◆競争参加資格に測量だけでなく補償コンサルタントも含まれているのはどうしてか。 ◆権利調査のみであれば、測量の資格だけで足りると思われるが。 ◆補償を前提に当該業務全体の作業計画を作成することも理由の一つなのか。	◆当該業務は、一般的に入札契約方式が技術的な審査を要するものではなく、価格面での競争となることから、価格における競争が強く働くためであると考えます。 ◆低入札価格調査制度に該当しない案件のためヒアリングは実施しない。ただし、履行確認や成果物については、業務完了後照査を委託しており、品質の確保を図っている。 ◆簡易公募型競争だけではなく、技術力を要しない案件の場合、価格競争になる傾向がある。 ◆作業計画は、当該業務における作業工程、実施方針、連絡体制等である。 ◆土地の取得や使用、損失補償を伴う用地の調査となる関係から、補償コンサルタント資格も必要としている。 ◆補償業務の前段の調査となるため、補償コンサルタントの資格も必要である。 ◆そのとおり。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	5 簡易公募型プロポーザル 地域整備方向検討調査 加賀南部地域費用対効果算定及び環境調査業務	
	◆当該業務のエリアは国有地なのか。 ◆国有地でないにもかかわらず、費用対効果を検討する理由は。 ◆土地の所有者が算定するものではないのか。 ◆事業の申請者が考える地域の事業構想を聞き取ったり、資料の入手等を行うのか。 ◆古くなっている施設の更新も検討すると説明を受けたが、農地に関連する施設が調査対象なのか。 ◆簡易公募型プロポーザル方式について、随意契約とする理由は何か。 ◆随意契約であるが、見積合せを3回実施しているのはなぜか。	◆国有地ではない。 ◆土地改良法に基づき、投入する費用に対し経済性等の効果を算定することになっている。 ◆事業実施主体が算定することになっている。国営事業の場合、当該地域の農家から事業実施の要望を受け、投じる費用に対する事業の実施効果を算定する。 ◆営農計画等を精査し、地域における農業の将来像等を聞き取りして、地域の整備内容等を検討する。 ◆土地改良事業により設置された水路、ポンプ等の状態を調査し更新を検討する。地域の事業構想策定のため、国営造成施設、自治体が保有する施設等、当該地域における農業水利システム全体を調査対象としている。 ◆簡易公募型プロポーザル方式は価格ではなく技術提案の内容を審査し、最も優れている者を特定し、その者と随意契約を締結する契約方式であるためである。 ◆予定価格を提示することはできないため、積算上の予算価格の規模を推察する業者と金額面での折り合いがつかなかったためである。1回目、2回目の見積執行の結果から3回目で採用となる可能性が見込まれたことから、3回目の見積執行を行った。建設工事の競争契約入札の場合にの

	◆地域の農業がどのようなものかについて考えてもらう業務内容になるのか。	み「原則として2回を限度とする」旨の回数制限を示しており、本件の場合は回数を示していないことから、3回目の見積執行を行った。 ◆事業実施に当たって、費用対効果を産み出す方法や地元の要望に対して必要な事業等を満たすような計画案を作成してもらう。
--	--	---

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	その他全般	
委 員 講 評		
◆本日の委員会において、農政局長に対し、意見の具申又は勧告を行うことが必要な案件はなかった。		